

L P ガス容器流出防止措置の規定に伴う

対象施設に貼付する明示シールの斡旋について

液石法施行規則及び機能性基準の運用についての一部改正に伴い、新たにL P ガス容器流出防止措置が供給設備の基準に追加され、対象施設の場合は、メーター等へのシールによる明示が推奨されています。

つきましては、協会においてシールを作成し、会員へ斡旋しますので、希望する場合は下欄の注文書に必要事項を記入の上、1月21日（金）までにご注文（FAX）ください。

1 対象施設（規則の一部改正は令和3年12月1日施行）

洪水浸水想定区域（想定最大規模）等で1m以上の浸水が想定されている地域の消費先に設置する充てん容器等が対象で、二重掛けなどの容器流出防止措置を講じる必要があります。ただし、この省令の施行の際、既に設置していた充てん容器等は、令和6年6月1日までは適用が猶予されますので、それまでに改善してください。

2 シールによる対象施設の明示

容器交換時等供給設備点検時に、配送員が点検する消費先が洪水浸水想定区域に該当するか否かの判断がその場では難しいため、販売事業者は事前にハザードマップにより消費先を確認し、対象施設の場合は、メーター等にシールを貼付するなどして明示しておく必要があります。

3 斡旋するシール

(1) シールの仕様



(15mm×15mm)

(2) 価格 1シート（シール50枚）120円（税込）

※郵送の場合は、別途送料をいただきます。

(3) 皆様からの注文が少ない場合は協会では作成しません。

.....



明示シール注文書 （このページをファクスしてください。）

山口県L P ガス協会事務局 宛（FAX.083-923-8366）

明示シールを_____シート注文します。

支部名

事業所名

担当者名

(TEL. _____)

)